

○ 堆肥製造・販売業者の皆様へ ○

輸入粗飼料に由来する

堆肥を販売・譲渡・施用する際にはご留意ください！

海外で使用された農薬成分(クロピラリド)が残留した輸入粗飼料が家畜に給与された場合、**堆肥を通じて、トマト、スイートピー等の園芸作物や、マメ科牧草等※の生育に障害を起こす可能性**があります。



外国産粗飼料

日本へ輸入

家畜に給与

糞尿を堆肥化



障害発生
(トマトの例)

※ ナス科、マメ科、キク科、セリ科などの作物

○ 牛ふんを受け入れる際には、履歴を確認しましょう。

➡ 牛ふんを受け入れる際には、給与した飼料にクロピラリドが残留している可能性があったかどうか、必ず**畜産農家に確認**※しましょう。

※ 飼料輸入・販売業者に対し、販売の際には当該情報を必ず伝達するよう指導しています。

○ 堆肥を販売・譲渡する際には、情報を伝達しましょう。

➡ クロピラリドが残留している可能性がある飼料を給与した家畜に由来する堆肥を、耕種農家や販売業者に販売・譲渡する際には、「この堆肥はクロピラリドが残留している可能性があるため、使用に当たっては留意する必要がある」ことを必ず伝達しましょう。

～参考～

- ・クロピラリドは、広葉雑草(クローバーなど)を枯らす除草剤で、我が国が粗飼料の大半を輸入している米国、豪州、カナダ等で使用されています(日本での使用は認められていません)。
- ・クロピラリドは、家畜や人に対する毒性は低く、また摂取しても時間が経てばほぼ全量が排泄されるため、飼料に残留していても、家畜や人の健康に影響を及ぼす心配はありません。
- ・クロピラリドは、トマト、ナス、大豆、スイートピー、マメ科牧草などの作物にごく低濃度でも障害を引き起こす可能性があります(イネ科作物は耐性があるため、通常の施用量では稲、麦、とうもろこしやイネ科牧草の生産に障害を引き起こす心配はありません)。

お問い合わせ先

千葉県印旛農業事務所企画振興課 TEL 043-483-1129 FAX 043-485-9502